

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

平成28年11月22日

支出負担行為担当官

那覇地方検察庁検事正 上 富 敏 伸

1 見積依頼に付する事項

- (1) 件 名 那覇地方検察庁石垣支部庁舎等建築物法定点検業務
- (2) 仕 様 等 詳細は仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から平成29年2月28日までの間

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度の法務省競争参加資格（全省庁統一資格）
「役務の提供等」において、「A」ないし「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者にあつては、同手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 官庁（国のすべての機関）から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。
- (6) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営者に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒900-8578

那覇市樋川1-15-15 那覇地方検察庁会計課国有財産係
電話番号：098-835-9228（直通）

4 仕様書等の交付期間、交付場所及び交付方法

- (1) 交付期間 平成28年11月22日（火）から同年12月13日（火）までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所
 - ア 〒900-8578 那覇市樋川1-15-15
那覇地方検察庁会計課国有財産係
電話番号：098-835-9228（直通）
 - イ 〒907-0004 沖縄県石垣市登野城55-1
那覇地方検察庁石垣支部
電話番号：0980-82-2021（直通）
- (3) 交付方法 上記ア及びイ場所における直接交付を原則とする。

5 事前提出書類の提出方法、提出場所及び提出期限

- (1) 事前提出書類
 - ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
 - イ 契約の相手方として不適当な者及び契約相手方として不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書（役員名簿添付）」
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留等の配達記録が確認できる方法による。）すること。電送による提出は認めない。
- (3) 提出場所 上記3に同じ
- (4) 提出期限 平成28年12月13日（火）午後5時まで

6 見積書の提出方法、提出場所及び提出期限等

- (1) 提出方法 会社名等を記載した封筒に入れて、その封皮に「那覇地方検察庁石垣支部庁舎等建築物法定点検業務見積書在中」と記載し、持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留等の配達記録が確認できる方法による。）すること。電送による提出は認めない。
- (2) 提出場所 上記3に同じ
- (3) 提出期限 平成28年12月15日（木）午後5時まで
- (4) 見積りの無効

- ア 参加資格のない者が行った見積り
- イ 代表者の記名押印を欠く見積り
- ウ 金額を訂正した見積り
- エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- オ 明らかに連合によると認められる見積り
- カ 同一者の見積りで金額の異なる2通以上の見積り
- キ 前各号に掲げるほか、当庁の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

(5) その他

- ア 見積り合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 見積書の様式は任意とするが、見積書には代表者の記名・押印をし（社印のみは無効とする。）、宛先は「那覇地方検察庁」、件名は「那覇地方検察庁石垣支部庁舎等建築物法定点検業務」、記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。
- ウ 見積書の提出期限までに到達しなかった見積書は、無効とする。
- エ 一度提出した見積書の再提出、変更又は取消しは認めない。

7 見積り合わせの日時

- ア 平成28年12月16日（金）午前10時に、非公開で行う。
- イ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、当庁が選定した者へ見積りを依頼するものとする。

8 契約の相手方の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者が二人以上ある時は、くじにより契約の相手方を決定する。くじ引きの日程等の詳細は、該当者に対して電話等で速やかに通知する。
- (3) 見積り合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当庁ホームページにおいて契約者及び契約金額を公表する。

9 契約保証金の納付
免除

10 その他

- (1) 契約書作成の要否については、支出負担行為担当官の指示に従うこと。
- (2) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時による。
- (3) 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない場合等不誠実な行為をした場合においては、損害賠償の請求を行うことがある。